有馬富士公園等ほか4公園サウンディング調査に係る質問の回答

質問 番号	質問	回 答
甲山	甲山森林公園において、利用許可或いは設置管理許可による自主事業の実施は認められるのでしょうか。また、その場合の使用料について、売上に応じた納付は可能でしょうか。 例) ・ドッグランの開設 ・ハイキンググッズの販売 ・飲食(お弁当、おにぎり)の販売等	占用許可や行為許可、設置・管理許可による収益事業(自主事業) の実施は可能です。 使用料は売上に応じてではなく、都市公園条例により定められた額 を納付していただきます。
甲山	甲山森林公園において、公園範囲の瀬戸際にございますカフェレストラン 「グーテンターグ」との関係性についてご教示ください。	公園区域外にあり、県の施設とは関係ありません。
甲山 3	駐車場を有料化することは可能でしょうか。	収益事業 (自主事業) の一環として検討したいと考えていますので、 有料化についても提案していただいて構いません。
甲山 4	野外ステージでのイベントについて、過去の実績をお示しください。 また、音量による苦情等の実績があれば併せてご教示願います。	2019以前の「はるまつり」において、ゴスペルやヴォーカルユニットによる LIVE を野外ステージにおいて実施しました。 近年の「はるまつり」では、ウクレレやサックス等の LIVE をシンボルゾーン付近で実施しています。 ここ数年は音量による苦情の実績はございませんが、過去にアプンプ使用による苦情があり、現指定管理者の運用として、アンプの利用は遠慮いただいています。
甲山 5	指定管理料の中に、にぎわい創出に繋がる事業の予算は含まれますでしょうか。 含まれない場合、イベントなどを実施する際、有料コンテンツの実施は認められますでしょうか。	利用促進事業(指定管理事業の一環で行う参画と協働又は利用を促す公益的な目的を有すプログラム・イベント)は指定管理料の中に含まれています。 これとは別に、指定管理者の自らの資金と責任で行う、指定管理事業に該当しない事業(収益事業(自主事業))の実施は可能です。